

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

がんばる養父市企業誘致プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

養父市

3 地域再生計画の区域

養父市の全域

4 地域再生計画の目標

養父市は、兵庫県の北部の山間地に位置している。東部を一級河川円山川が南東から北東の方向に流れ、その支流の八木川に沿って八鹿、関宮地域が大屋川に沿って養父、大屋地域がそれぞれ位置している。西部には 県下最高峰の氷ノ山や鉢伏山、ハチ高原、若杉高原が、北部には妙見山がそびえるなど、雄大で美しい自然に囲まれている。気候は日本海型で、冬季は大陸から季節風が吹き、積雪も多く、それを活かして古くからスキー場が拓かれており、京阪神、中国、四国の各地方のスキー・スノーボード等のアウトドア活動の合宿の拠点として知られている。また、地勢的に京阪神と山陰の中間点にあるため、商工業も発展している。

近年、養父市では少子高齢化が進行し、定住人口は減少傾向となっている。昭和35年(1960年)の人口では44,884人であったが、昭和55年以降緩やかに減少し、平成17年(2005年)には28,306人となり、36.9%の減少となっている。特に、14歳以下の人口は14,680人(昭和35年)から3,843人(平成17年)と減少が著しく、地域コミュニティの中心的役割を担っていた小学校のうち9校が廃校となるなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されている。それに加え、65歳以上の人口は3,952人(昭和35年)から8,750人(平成17年)に増加している。

活動の活発な世代の定住を促進するためには、地域に定住する魅力と、生活するための前提である雇用を創出することが重要である。養父市の地域産業は、年間約110万人の観光客がある観光産業などの第3次産業が就業人口の59.0%(平成17年の国勢調査)と半分を占め、次いで製造業・建設業が中心の第2次産業が31.6%となっており、第1次産業では水稻や野菜、花卉などの農業や林業が行われているが、構成比は9.5%となっている。

観光業は前述のとおり、冬季が主であり、年間を通じた就業には不向きである。

また、製造業を誘致するためには、工場建設等のための、まとまった土地を確保する必要がある。しかし、山間地に位置する養父市では、開発可能な平地が少なく、適地があったとしても農地として使われている。農地を転用することは、食糧の安定的な確保及び環境保護の観点から、抑制的であるべきであり、養父市の主産業である観光業へ悪影響を及ぼすおそれがある。

そこで、新たに土地を造成するのではなく、統合により廃校となった校舎等を企業誘致に活用することにより、企業入居時の改築工事の発生や新たな雇用の発生に伴う若年層の地域定住、都市部よりのIターン、Uターンが促進され、企業にとっても、用地取得コストが低下するため、誘致のポイントと考えられる。

また、現在廃墟となりつつある校舎もある中で、企業が入居することにより以前のように校舎に明かりが灯ることで、荒廃を食い止め、地域の環境の向上にもつながる。また、養父市による関連事業として、小中学生の社会科見学（工場見学）、入居企業と住民との交流事業などを実施することで、地域と企業の結びつきが強まり、企業が地域コミュニティの担い手として参入することを期待する。

なおこの廃校の活用に係る住民アンケートの結果では、企業誘致が上位に挙がり、若者の定住、働き場所の確保のための校舎の転用は住民の願いとなっている。これらの取組により、企業誘致を進め、雇用を創出し、地域の魅力を高めることで、地域の活性化を図る。

<地域再生計画の目標>

目標 1	雇用者数の増加	15人(平成26年3月末時点累計)
目標 2	誘致企業と地域との連携活動件数	30件(計画終了時点累計)
目標 3	養父市食品製造品出荷額に占める割合	10%(平成26年3月末時点) (工業統計調査による)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

少子高齢化に伴い、地域の活力が失われつつある現状を打開するためには、地域の魅力を高め、活動の盛んな世代の定住を促進することが必要である。そのためには、通年で安定した雇用が期待できる製造業の誘致が重

要である。

しかし、養父市は、山間地にあり、利用可能な平地の多くが農地であるため、優良農地の確保及び環境保護の観点から、新規の工場用地の造成は難しい。このため、小学校の再編により廃校となった旧西谷小学校の施設を民間企業に無償で貸与し、校舎・体育館を食品製造の施設として活用する。また、企業が廃校施設を活用する条件としては、地域雇用の優先、地域住民との交流会の開催など地域との関わり・連携を保つよう図り、地域コミュニティの一員としての参入を期待する。

これらの取組により、「がんばる養父市企業誘致プロジェクト」の目標を達成する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

今回の支援措置によって、養父市への企業誘致を促進し、地域雇用の増大による若者の定住、流出人口の抑制を図る。また、廃校舎などを単に工場として利用するだけでなく、地域住民との交流、知的障害者施設との連携、地域の小学生の社会科見学などの地域コミュニティ・教育に資する取組を実施する。

なお、廃校舎等の貸与は無償とし、本市と当該廃校舎を利用する企業とは、賃貸借契約の締結により行う。

(3) 支援措置の適用要件

①廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

廃校校舎等の転用弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。なお、廃校校舎等の利用にあたっては、関係法令の規定に反しないように実施する。

②廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共

団体が連携協力して進められる事業内容であること。)

本計画では、食品製造業者による廃校校舎などの活用を想定している。

ここで製造された商品が全国各地に当地から出荷されることにより、商品と地域観光などとタイアップした新たな観光客の獲得を目指す。

さらに、廃校校舎などを利用するにあたっては、本来学校は地域住民のシンボリック的存在で、地域コミュニティの象徴であることから、毎年企業と地域住民の交流会を開催し、新たな地域コミュニティの創出による地域活性化を促進する。

また、養父市は養父市企業誘致条例※1、養父市商工業振興条例※2の2つの条例により進出企業への支援を行い、進出企業の定着を促し雇用の安定化を図る。

このように、本事業はただ単に廃校校舎などを企業が利用し工場を設置するだけでなく、地域雇用の創出による若者定住、地域交流の拡大など地域の活性化にも寄与するものとする。

※1 養父市企業誘致条例…①便宜の供与 「土地の斡旋・労働力の確保・公共性のある道路及び下水道の整備・その他市長が必要と認める施設の供与」 ②奨励措置 「固定資産税の助成・雇用補助・緑化補助・水道料の助成」等

※2 養父市商工業振興条例…「新增設部分に係る固定資産税相当額の交付・機械設備の新增設・従業員社宅の新設」等

③地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

養父市では、非常に厳しい財政状況のもと、徹底した各種事業の見直しを行っており、産業の活性化、地域コミュニティの活性化などの取組に当たっても、民間活力を念頭に置くとともに、既存施設の積極的かつ有効活用を図っている。

企業誘致を進める本市ではあるが、企業が進出するために必要な5,000㎡以上のまとまった土地は、大半が農地である。また非常に狭小な地勢のため、平坦な土地が少なく、その多くは農地である。しかし、農地の転用は最小限に留める必要があることから、現在本市における企業誘致は廃校校舎の有効利用により対応する。

なお、廃校校舎を利用する場合は、各企業に当該施設の構造計算書など関係書類を提供し、事前に詳細見積もりを行うなど事業実施の確実性

を協議する。

④同一地方公共団体における無償による転用あること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等は無償貸与すること。

養父市は、廃校校舎などを使用する事業者に対し、当該校舎などを無償貸与する。

5-3 その他の事業

5-3-1 支援事業によらない独自の取り組み

企業と地域住民との各種交流を通し、相互の理解を深める。それにより、地域コミュニティとしての連帯感を醸成し、地域活性化を促進する。

(1) 小中学生の社会科見学（工場見学）の実施

企業が実際に行っている活動を小中学生が見学することによる地域学習効果はもとより、企業の地域貢献に関する意識を高めることも期待する。また、旧西谷小学校に誘致する予定の企業は、食品企業であるため、地産地消等の食育活動も実施する。

(2) 企業と住民との交流会の実施

廃校舎はそれまで、地域コミュニティの中心となっていた施設である。転用により工場とするだけではなく、地域コミュニティの中心としての機能を残す必要がある。具体的には、企業と住民との各種交流会を実施する場として活用する。それにより、企業の地域への帰属意識を高め、地域コミュニティへの参加を促す。

6 計画期間

認定の日から～平成26年3月末

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

養父市は、廃校校舎などに入居する企業の雇用人数などを毎年度検証するとともに、貸与施設の利用状況及び地域との交流状況を毎年度検証する。また、計画終了時に成果について、総合的に判断する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし